

第2章 新ごみ処理施設整備基本方針

ごみ処理施設整備の推進の仕方、当該施設に求める機能等は、施設を整備する地方公共団体によりそれぞれ異なります。本組合の新ごみ処理施設整備事業についても、例外ではなく、二市の市民、地域住民、事業者等、多くの関係者にとって、ふさわしいあり方を追求し、事業を推進していく必要があります。新ごみ処理施設基本計画検討委員会（以下、「委員会」という。）では、「広域一般廃棄物処理施設のあり方市民検討会¹（以下、「施設のあり方市民検討会」という。）における提言にある新ごみ処理施設の整備の方向性、役割、機能、あり方等を指標として、国の動向を踏まえながら検討を行い、次に掲げる基本方針を策定しました。

【新ごみ処理施設の整備及び運営・維持管理に関する基本方針】

1)長期的に安心、安全で安定稼働する施設

将来にわたって、ごみを安全かつ安定的に処理する能力、機能を確保し、また、災害に強く、災害時に発生したごみにも適切に対応できる施設とする。

2)環境保全に限りなく配慮する施設

地球環境及び周辺環境の保全に限りなく配慮し、万全の対策を期するものとする。また、地球温暖化防止対策やエネルギーの有効利用の観点から、ごみ処理に伴う余熱を最大限回収し、効率よく活用する。

3)住民に開かれ、地域に貢献する施設

単なる「ごみ処理施設」ではなく、循環型社会や低炭素社会に関する知識や情報を得ることができるなど、伊豆市及び伊豆の国市が講じる3Rの推進施策に寄与するための環境教育や環境活動の拠点とする。

富士山、狩野川、田園、山、温泉、観光施設などの周辺の景観と調和し、地域のシンボルとなる施設とする。

東海地震等の地震やその他自然災害等の有事の際には、避難所や地域防災拠点として活用する。

新ごみ処理施設から発生する熱の地域還元方法等を検討し、地域に貢献する施設とする。

4)経済性に優れる施設

建設費に運営・維持管理費を合わせた施設のライフサイクルコストの低減を図るものとする。また、地域住民の雇用創出や地域資源の活用など、地域経済に寄与する施設とする。なお、工事の発注に当たっては公共工事入札適正化法及び公共工事品質確保法を遵守し、品質と価格で優れた工事が施工されるよう努めるものとする。

¹ 組合が平成25年7月1日に新ごみ処理施設の整備を進めるにあたり、伊豆市及び伊豆の国市の市民の意見を聴く場として設置した市民検討会